

架け橋

第5回緊急消防援助隊全国合同訓練 (平成27年11月13日～14日)

於 千葉県市原市菊間(メイン総合訓練会場)
他17会場

天草広域連合消防本部より7名参加



主な内容

- 平成28年度当初予算、予算の主要施策 …… 2・3
- 平成28年度の主な事務・事業 …… 4
- 天草広域連合議会定例会の結果 …… 5
- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物について …… 6
- 分別にご協力ください …… 7
- お知らせ …… 8

2016.3

第33号

予算総額は32億5,187万円

平成28年度の当初予算が、第1回議会定例会で次のとおり決まりました。

平成28年度の予算額は32億5,187万円で、前年度と比べると5億220万円（13.4%）の減額となっています。主な要因は、消防救急無線デジタル化導入事業費の減や消防車両更新計画見直しに伴う消防施設費の減、新ごみ処理施設整備関連経費の減などによるものです（※金額は1万円未満を四捨五入）。

歳入

歳入の約95%を占める「市町負担金」は、前年度と比べて3億4,254万円（10%）減少しています（右表：参照）。このほか、常備消防費に充てる「繰入金」810万円、「清掃センターの使用料等」6,748万円、新ごみ処理施設整備事業に係る「国庫支出金」473万円、天草空港消防業務受託等の「県支出金」2,210万円などを計上しています。

市町負担金の内訳（単位:万円・%）

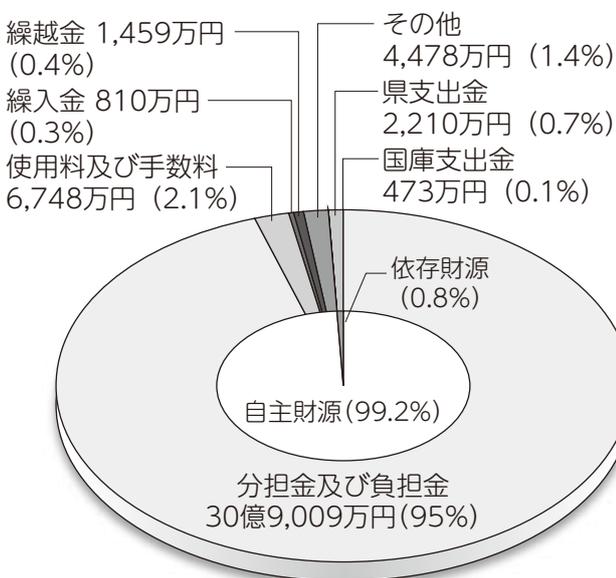
市町名	金額	前年度比較	
		増減額	増減率
天草市	208,079	△15,531	△6.9
上天草市	78,080	△15,551	△16.6
苓北町	22,850	△3,172	△12.2
計	309,009	△34,254	△10.0

歳出

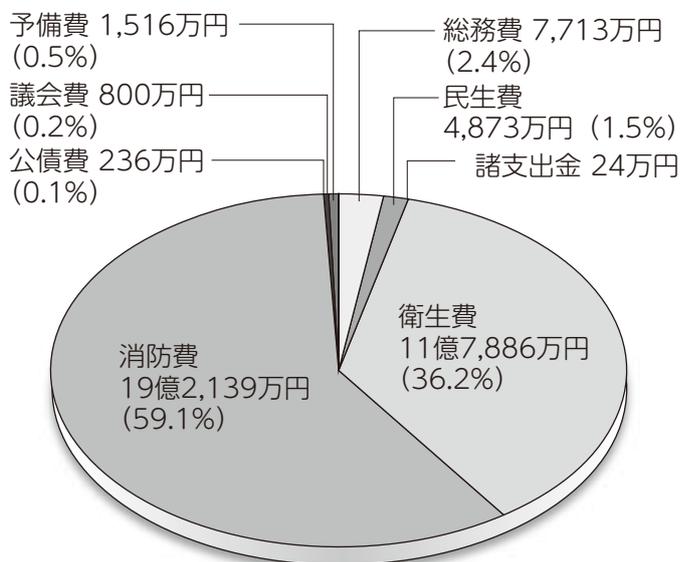
歳出については、第3次広域計画及び行政改革大綱に基づく、主要施策等の推進に必要な経費を計上しています。歳出予算中で最も大きな割合を占めるのは「消防費」で、常備消防の運営や、消防施設の整備、老朽化に伴う消防分署の整備、消防救急無線デジタル化などに伴う経費となっています。

続いて、ごみ処理施設を運営するための「衛生費」、「総務費」、介護認定審査会を運営するための「民生費」、「議会費」、借入金の返済に係る「公債費」の順になっています。公債費については、ごみ処理施設建設費の償還完了時期を迎えることにより、年々減少する傾向にあります。

【歳入】



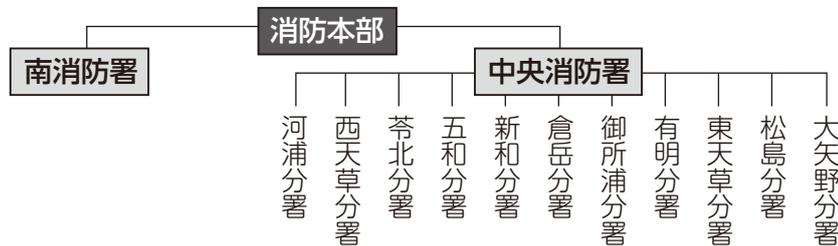
【歳出】



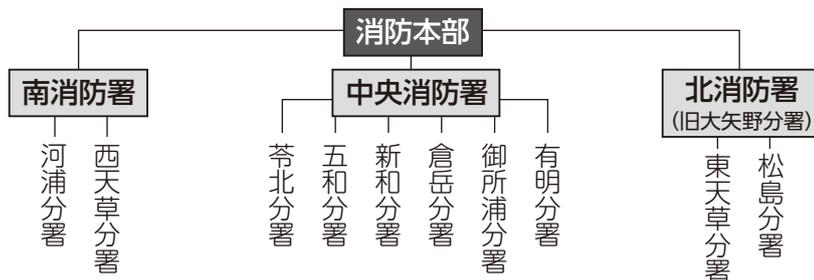
消防署の名称と管轄区域の一部変更

天草広域連合消防本部は、指揮体制の強化と消防行政サービスの向上を図るため、消防組織体制を見直し、4月1日から2署体制を3署体制へと移行します。

【旧体制】 2署11分署体制(平成28年3月31日まで)



【新体制】 3署10分署体制(平成28年4月1日から)



■火災や救急出動、各種届出や消防訓練は、今までどおり近くの消防署・分署が担当します。

御所浦分署・新和分署建設事業費……1億2,491万円

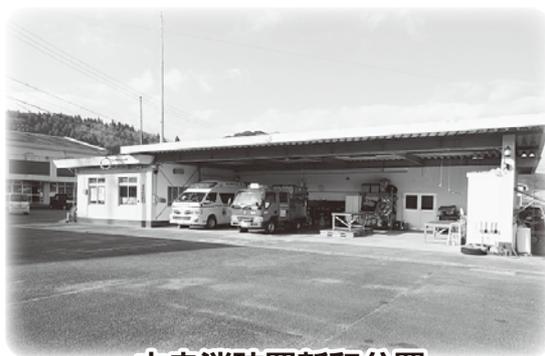
平成28年度中の着工及び完成を目指します

天草広域連合消防本部では、平成28年度に御所浦分署及び新和分署の建て替え工事を行います。現在の庁舎は、開署から約40年あまり経過し雨漏りやひび割れなどの老朽化が進んでいます。また、耐震基準を満たしていないため、防災拠点としての機能が低下しています。そのため、近年における大規模かつ複雑多様化する災害に的確に対応するため、現在地に新築し消防体制の強化を図ります。



中央消防署御所浦分署

天草市御所浦町御所浦3526-12
昭和51年1月建築(約40年経過)



中央消防署新和分署

天草市新和町小宮地658
昭和46年9月建築(約44年経過)

新ごみ処理施設整備事業……9,425万円

新ごみ処理施設(焼却施設・リサイクル施設・埋立処分地)については、有明町須子・赤崎地区を計画予定地として進めており、平成28年度には、環境影響評価業務、建設用地測量業務等を行い、工事着手に向けた業務に取り組みます。

平成28年度予算の 主な事務・事業

議会・総務関係

議会・監査事務や、広域連合の行財政運営および会計処理事務を行うとともに、広域計画に基づく広域行政事務の調査研究を進めます。

- 議会運営費……………800万円
- 総務運営費……………7千713万円

民生関係

介護を必要とする高齢者の自立した生活を社会全体で支えるため、関係市町と連携し、保健、医療、福祉に関する学識経験者を委員とした介護認定審査会を開催します。

今年度は、天草圏域の7ヶ所で約300回の審査会を開催し、約1万件の審査を予定しています。

- 介護認定審査事業費……………4千873万円

衛生関係

本渡地区清掃センター、松島地区清掃センターおよび埋立処分地については、周辺地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、新施設が完成するまで安全に運転を続ける必要があります。

施設の点検や調査を十分に行い、計画的な補修工事を実施し、処理能力の維持を図るとともに、適正な管理運営に取り組みます。

また、関係市町と連携し、ごみの減量化およびリサイクルの推進に努めます。

- 清掃事務費……………4千9万円
- 本渡地区清掃センター運営費……………6億5千250万円
(維持補修費など)
- 松島地区清掃センター運営費……………2億6千934万円
(維持補修費など)
- 最終処分場運営費……………3千800万円
(施設管理費など)
- 廃棄物再生処理施設運営費……………8千467万円
(施設管理費など)
- 施設整備費……………9千425万円
(新施設建設に係る事業)

消防関係

複雑・多様化する救急需要に対応するため、救急救命士の養成、確保を図るとともに、救急資機材を更新し救命率の向上に努めます。

また、消防指揮車の配備、御所浦分署および新和分署の新築建替えを行い、防災拠点としての機能回復や総合的な消防力の強化に取り組みます。

- 常備消防運営費……………17億4千466万円
- 消防施設整備事業費……………762万円
(消防指揮車の購入など)
- 庁舎建設事業費……………1億3千231万円
(御所浦、新和分署庁舎新築工事など)
- 消防救急無線デジタル化導入事業……………1千360万円
(富岡基地局熊本県共用負担金など)
- 防災まちづくり事業費……………142万円
(緊急通報システム機器保守など)
- 天草空港消防業務受託事業費……………2千179万円



※金額は、1万円未満を四捨五入。

平成27年 第3回天草広域連合議会定例会

平成27年12月2日に開催された第3回定例会で、次の議案等について審議され、原案のとおり可決、認定されました。

- 工事請負契約の変更について
- 天草広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成27年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 平成26年度天草広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 工事請負契約の変更について

平成28年 第1回天草広域連合議会定例会

平成28年2月23日、29日に開催された第1回定例会で、次の議案等について審議され、原案のとおり承認、可決されました。

- 専決処分事項の承認について（平成27年度天草広域連合一般会計補正予算第3号）
※本渡地区清掃センター災害復旧事業に伴うもの
- 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 天草広域連合行政不服審査会の組織及び運営に関する条例の制定について
- 天草広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について
- 天草広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 天草広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 天草広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 天草広域連合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 天草広域連合火災予防条例等の一部を改正する条例の制定について
- 平成27年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）
- 平成28年度天草広域連合一般会計予算

平成26年度決算報告

平成26年度の歳入歳出決算の概要についてお知らせします。

（※金額は、1万円未満を四捨五入）

歳入歳出決算額は、歳入総額が42億6,410万円、歳出総額が39億508万円で、
差引額3億5,902万円は、平成27年度に繰り越します。

歳出の主なもの

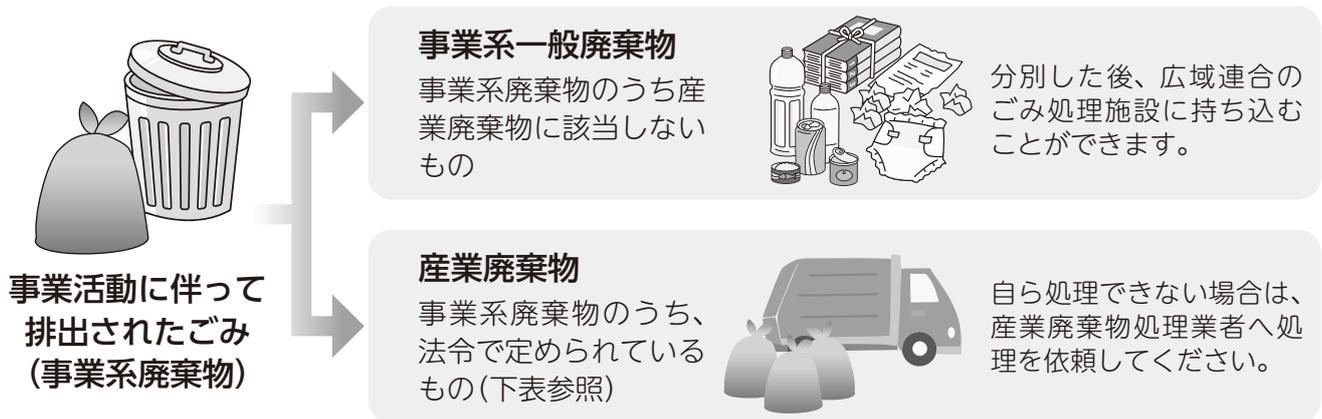
- ◆**総務費**…例規の整備・管理により事務処理の適正化、効率化に努めました。また、広報紙を年4回発行し、広域連合の取り組みや運営についてお知らせしました。
- ◆**民生費**…介護認定審査会を年294回開催し、10,042件の判定結果を関係市町に通知するとともに、介護保険法改正に伴う介護認定審査会システムの改修を行いました。
- ◆**衛生費**…清掃センターの給じん装置、コンベア等の補修工事などを行い、施設の適正な管理運営に取り組むとともに、新ごみ処理施設整備に向けた環境影響評価業務委託および搬入道路検討のための測量調査を実施しました。
- ◆**消防費**…消防救急無線デジタル化導入事業を実施するとともに、化学消防ポンプ自動車などを更新しました。

事業所から出る廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があります

事業活動により排出されるごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれます。

■**産業廃棄物とは**… 下表のとおり決められたごみのことで、広域連合のごみ処理施設では処理できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

■**事業系一般廃棄物とは**… 産業廃棄物以外のごみのことで、家庭から出るごみと同様に資源物・燃やせるごみ・燃やせないごみに分別し、広域連合のごみ処理施設に直接持ち込むか、一般廃棄物処理業者に依頼してください(地区のステーションには出せません)。



産業廃棄物の種類と具体例

※広域連合のごみ処理施設に持ちこめない廃棄物の例

■あらゆる事業活動に伴う廃棄物

(表1)

廃棄物の種類	具体例
汚泥、がれき類	沈殿汚泥、不良セメント、工作物の除去で発生する破片等
廃油	潤滑油、洗浄油、絶縁油、印刷インキかす等
廃プラスチック類	発泡スチロール(ブイ・魚箱等)、合成樹脂、ポリ容器、漁網等
金属くず	鉄くず、スクラップ、ブリキ・トタンくず、銅線くず等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、ガラス繊維、陶磁器、廃空きビン類、レンガ、コンクリート二次製品、石膏ボード等
その他には「燃え殻、ばいじん、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい」が該当します。	

■特定の事業活動に伴う廃棄物

(表2)

廃棄物の種類	具体例
紙くず、繊維くず	建設・解体業、紙・繊維加工業、印刷物加工業等から生じる紙くずや繊維くず
木くず	建設業の新築、改築、除去、又は木製品製造業から生じる木くず
動食物残さ、動物系固形不要物	と畜場でと殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形不要物
動物の死体、ふん尿	畜産農業から生じる動物の死体、及びふん尿
以上の産業廃棄物を処分するため処理したもの	

ただし、産業廃棄物であっても、次の物で資源化できる物は、広域連合のごみ処理施設で処理することができます。※汚れたものは処理できません。

- ①ペットボトル ②白色発泡トレイ・発泡スチロール ③プラスチックの袋・容器包装類 ④空き缶類
⑤空きびん類 ⑥ガス缶類 ⑦廃食用油

(問い合わせ先) 天草広域連合環境衛生課・施設管理係 ☎0969-27-0888
本渡地区清掃センター ☎0969-23-1991
松島地区清掃センター ☎0969-57-0161

ごみの分別にご協力ください

⚠️ ルール違反の具体例

不燃ごみ

充電式乾電池の
混入で発火事故



ガスの入った
ライターが混入

穴の開いていない
ガスボンベの混入で
爆発や火災事故

農薬、劇薬、
エンジンオイル等が
混入

ブロック、
セメント塊りが混入

爆発や火災などの重大な
事故や機器類故障の原因
となっており、ごみ処理
が出来なくなる事態が発
生しています。

不燃ごみ収集袋の中に
中身の入った物が混入
(醤油・ジュース・洗剤等)

資源物

中身が入っているびん
(ジュース・酒・煙草の吸殻)
が混入

耐熱ガラス(コップ)、
化粧品用品びんが混入



キャップ付びんが
混入

ペットボトルと一緒に
びん・缶・キャップ付・
塩化製のボトルが混入



果実酒製造用びんの
混入

(容器包装リサイクル対象外)

発泡スチロールの中に
表面コーティングされて
いるものが混入

(カップ麺容器・色つきトレイ・
プラスチック容器)

段ボールと一緒に
厚紙・菓子箱・雑誌・
広告類が多量に混入

廃プラスチックの中に
硬質プラスチック製品の
混入 (バケツ・おもちゃ・容器類)



⇒資源物としての売り払い契約違反となり資源化されない場合があります。

古くなった消火器、どうすればいいの？

古くなった消火器は一般ごみとして廃棄できません。
リサイクルシステム取扱い窓口に引き取ってまいりましょう。

取扱い窓口は特定窓口と指定引取場所の2種類です。

特定窓口は消火器の引き取りを行える消火器販売店で天草にも数店あります。指定引取場所は県内では熊本市に1件です。古くなった消火器の引き取りを希望される方は、まず特定窓口にご相談ください。なお、引き取りには費用がかかります。

詳しくは取扱い窓口にお問合せください。

2010年より廃消火器リサイクルシステムが導入されています。このシステムは日本消火器工業会が多発する消火器破裂事故や不法投棄等をなくし、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するために導入したものです。

お近くの特定窓口を探すには

- (株)消火器リサイクル推進センター
☎03(5829)6773 へお問い合わせください。
- インターネットをご利用の方は
「消火器リサイクル窓口」で検索してください。



こんな消火器は危険です！



腐食が進んだ消火器を操作した際に消火器が破裂し、負傷等する事故が発生しています。腐食が進んだもの、凹みや変形した消火器は絶対に使用しないでください。

注意

- ※悪質な訪問販売などのトラブルに巻きこまれる事例が発生していますので注意しましょう。そのような場合、熊本県消費生活センター☎096(383)0999へ相談しましょう。
- ※消防署では消火器の取扱いは行っていません。
- ※一般住宅には消火器の設置義務はありません。消火器の設置はあくまでも任意となります。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

天草広域連合火災予防条例第29条の3(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)に基づき住宅用火災警報器の設置及び維持・管理が義務づけられています。

すでに設置がお済みのご家庭は電池切れや機器の異常がないか定期的に確認してください。また、交換期限を確認し期限を経過した機器は交換しましょう。

住宅用火災警報器は、火災からあなたや家族の命を守るための大切な機器です。必ず設置しましょう。



天草広域連合

〒863-0001
熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2
TEL : 0969-24-3188
FAX : 0969-24-2726
HP <http://amakusa-kouikirengo.or.jp/>

再生紙を使用しています。

平成28年度追加

「建設工事、測量・建設コンサルタント」の競争入札参加資格審査申請及び「小規模工事等契約希望者登録」への参加申込《追加》を受け付けます。

- 受付期間＝平成28年4月1日(金)～同28日(土)。
- 有効期間＝平成28年6月1日～同29年5月31日(1年間)。
- 申込方法＝総務企画課に備え付けの申請書に必要な事項を記入し、総務企画課財務監理係へ郵送または持参してください(申請書は、ホームページからも取得できます)。

【小規模工事等契約希望者登録とは】

天草広域連合が発注する小規模な建設工事や建設工事に係る修繕で契約金額が50万円以下のものです。対象となるのは、天草管内に本店等があり、天草広域連合に建設工事等の競争入札参加資格申請の登録がない事業者です。